

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第20号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正前部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 別表（第2条関係） (1)～(7)（略） <u>(8)から(10)まで</u> 削除 (11)～(470)（略） <u>(470)の2</u> 建築物の容積率の特例認定申請手数料 (471)～(477)の4（略） <u>(477)の5</u> 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 (478)～(490)の3（略） (491) 一般地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一般地内認定建築物の増築等の認定申請手数料</u> (491)の2 一般地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一般地内認定建築物の増築等における各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料</u> (491)の3 一般地内許可建築物以外の建築物の <u>新築又は一般地内許可建築物の増築等の許可申請手数料</u> (492)～(550)の11（略） <u>(550)の12</u> 特定自動運行許可申請手数料 <u>(550)の13</u> 特定自動運行計画変更許可申請手数料 (551)～(585)（略） | 別表（第2条関係） (1)～(7)（略） <u>(8)及び(9)</u> 削除 <u>(10)</u> 削除 (11)～(470)（略） (471)～(477)の4（略） (478)～(490)の3（略） (491) 一般地内認定建築物以外の建築物の <u>建築認定申請手数料</u> (491)の2 一般地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 (491)の3 一般地内許可建築物以外の建築物の <u>建築許可申請手数料</u> (492)～(550)の11（略） (551)～(585)（略） |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第8号から第10号までの改正は、公布の日から施行する。